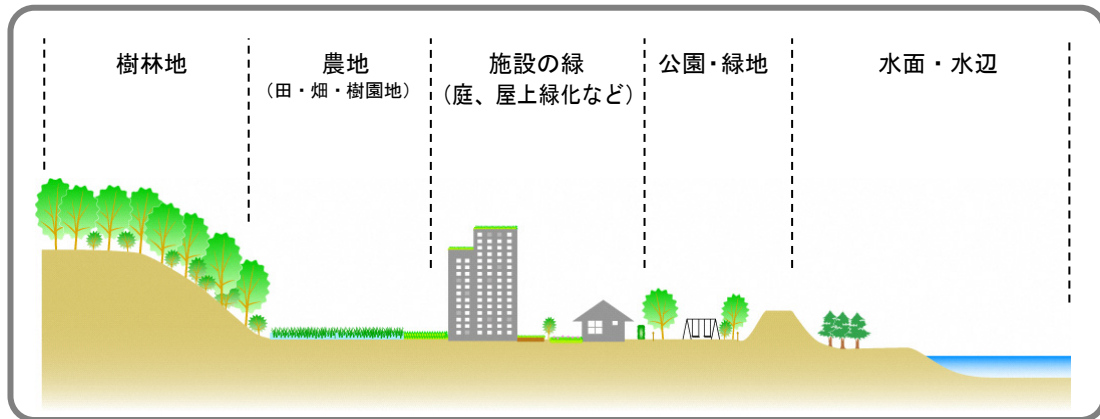


第 6 章 緑の施策方針、緑地の保全及び緑化推進のための施策

本章では、都市づくりの目標、分野別方針などを踏まえた上で、「緑の基本計画」の概念に基づき、施策の効果を把握するための目標を設定するとともに、緑の施策方針のほか、緑地の保全及び緑化推進のための施策についての方針、緑化重点地区について示します。

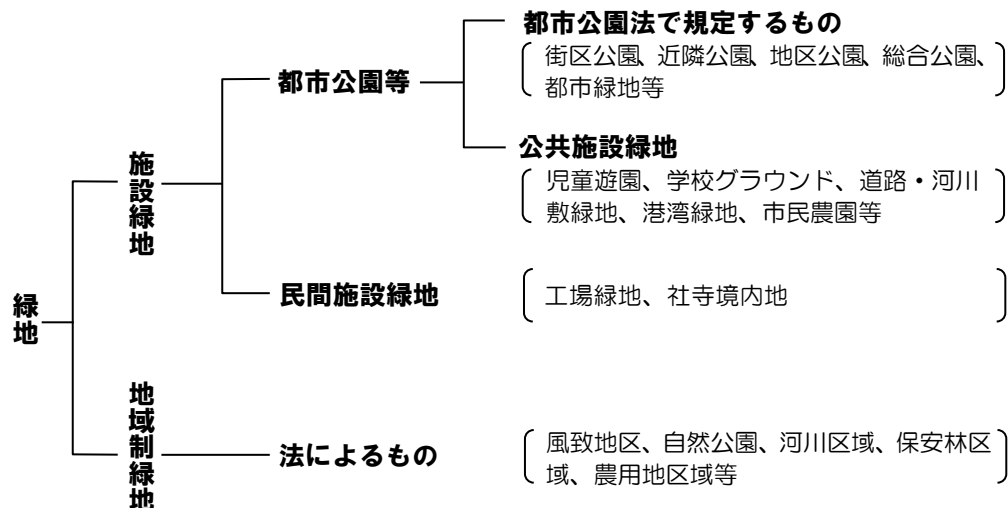
「緑」とは

本計画において「緑」とは、樹木や草花などの植物のみを意味するのではなく、水面・水辺、公園・緑地、施設の緑（庭、屋上緑化など）、農地（田・畑・樹園地）、樹林地を総称して「緑」と表現するものとします。



「緑地」とは

「緑地」は公共施設などとして管理される施設緑地（都市公園、学校グラウンドなど）と土地利用規制で確保される地域制緑地（風致地区、河川区域など）を指し、以下のように分類されます。



「緑の機能」とは

環境保全機能	緑は、二酸化炭素を吸収し、ヒートアイランド現象等により悪化する市街地の気象などを緩和するとともに、幹線道路などからの騒音を防止する機能を有しています。
レクリエーション機能	緑は、日常的又は広域的なレクリエーション活動に対応した自然と触れ合うことのできる余暇空間を提供する機能を有しています。
防災機能	緑は、災害の防止や被害の緩和、災害時における避難地としての機能を有しています。
景観構成機能	緑は、地域独自の気候や風土に応じて特徴ある多様性を有しており、四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観を構成する機能を有しています。

1. 緑の施策方針

1-1 系統別緑地の配置等の方針

(1) 環境保全系統

骨格を形成する緑地の保全・活用

- 西部に位置する森林は本市の骨格を形成する緑地として、持続的な保全・再生に努めます。
- 雲出川や安濃川、岩田川、志登茂川など市街地を貫流する河川は、西部の森林と東部の自然海岸を結ぶ重要な水の軸として、河川管理上影響を及ぼさない範囲内での生態系の保全に努めます。
- 自然公園区域（伊勢の海県立自然公園）に指定されている砂浜海岸については、本市の骨格を形成する緑地となっていることから、今後も保全に努めます。

(2) レクリエーション系統

日常的なレクリエーションの場の整備・維持管理

- 街区公園や近隣公園などの住区基幹公園については、誘致圏などを考慮しつつ適正な配置に努めます。
- 地域住民にとって身近な街区公園などについては、地域の触れ合いの場となるよう、安全・安心に利用でき、魅力ある公園づくりを進めるため、適切な維持管理に努めるとともに、利用者のニーズや利用状況に合わせた施設の再整備を進めます。
- 小中学校のグラウンドなどについては、地域住民に身近なレクリエーションの場として活用します。

広域から人が集まる大規模な総合公園等の整備

- 中勢グリーンパークなどの都市基幹公園については、広く市民を対象とした憩いの場や、レクリエーションやスポーツなどを行う場として、民間活力の活用や指定管理者による包括的な管理運営などの検討も含め、それぞれの公園の特徴を活かした整備や、適切な維持管理に努めます。

自然を活用したレクリエーションの場の整備

- 自然公園区域（伊勢の海県立自然公園）に指定されている砂浜海岸は、親水レクリエーションや自然観察の空間として、魅力向上に努めます。
- 都市公園以外の公園などについては、山林や河川などの豊かな自然を活用した自然体験、心の癒しや健康増進などの多様なレクリエーションの場として、活用や維持管理に努めます。
- 市域の西部に広がる森林については、森林浴を楽しめるセラピーロードを整備するなど、都市住民に癒しを与える空間としての活用を進めます。

(3) 防災系統

災害時の安全性を高める緑地の保全・活用

- 公園などの公共空地は、延焼防止機能を持つとともに、災害時の一時避難場所として指定することで災害時の安全確保につながることから、今後も保全に努めます。

災害を防止・軽減する緑地の保全・創出

- 農地やため池は、大雨による洪水の調整機能などを有することから、今後も保全に努めます。

- 水源かん養や地滑り・崩壊等の危険防止に資する保安林などは、今後も保全に努めます。
- 海岸沿いの松林は、伊勢湾からの強風や飛砂などの害を防ぐ役割を有することから、今後も保全に努めます。

(4) 景観構成系統

本市を代表する特徴的な景観の保全・創出

- 自然公園区域（伊勢の海県立自然公園）に指定されている砂浜海岸は、白砂青松の美しい自然景観を活かした整備・保全に努めます。
- 現在指定されている風致地区のうち、良好な景観を有している区域については、今後も保全に努めます。
- 「津市景観計画」における景観形成地区及び重点地区については、地区住民との協働の下、社寺林の保全や歴史的まちなみに合わせた緑化を進めます。

市街地における良好な景観の保全・創出

- 市街地から望む丘陵地や樹林地などの連続した緑は、都市景観に潤いを与える重要な要素であることから、今後も保全に努めます。

1-2 都市公園等の配置方針

(1) 住区基幹公園

住区基幹公園については、市街化の動向を踏まえつつ、誘致圏を考慮した適正な配置に努めます。

また、住宅地等開発行為などにより、新たに設置される都市公園については、周辺の配置状況を踏まえた適正な配置の促進や開発基準の見直しを検討するとともに、既存公園については、統合や廃止も含め、活用方法や在り方を検討します。

地域住民にとって身近な街区公園などについては、地域の触れ合いの場となるよう、安全・安心に利用でき、魅力ある公園づくりを進めるため、適切な維持管理に努めるとともに、利用者のニーズや利用状況に合わせた施設の再整備に努めます。

(2) 都市基幹公園

中勢グリーンパークなどの都市基幹公園については、広く市民を対象とした憩いの場や、レクリエーションやスポーツなどを行う場として、民間活力の活用や指定管理者による包括的な管理運営などの検討も含め、それぞれの公園の特徴を活かした整備や、適切な維持管理に努めます。

(3) その他

都市計画公園及び都市計画緑地のうち、長期にわたり事業未着手のものや未整備の箇所について、都市計画区域全体の配置や縮小などの見直しを進めます。

公園施設の老朽化対策については、「津市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的かつ効率的に施設更新などを行うとともに、遊具については、更新時に利用状況などを考慮し、必要に応じて健康遊具などを配置します。

緩衝緑地として、雲出長常町地内などの工業専用地域に都市計画決定された緑地については、産業構造の変化や地域の意向などを踏まえ、その機能について見直しを検討します。

1-3 地域制緑地の配置方針

(1) 風致地区

風致地区のうち、良好な景観を有している区域については、関係者の理解と協力の下、継続的な保全に努めます。また、状況の変化を見極め、必要に応じて指定範囲や規制内容の見直し、地区特性に応じた許可基準の導入を検討するなど、周辺環境との調和に努めます。

風致地区

偕楽公園地区、結城地区、阿漕浦地区、賛崎浦地区

(2) その他の地域制緑地

県立自然公園や河川区域、保安林については、今後も保全を図るものとし、農業振興地域農用地区域や地域森林計画対象民有林などについても、計画的な土地利用との整合を図りながら保全に努めます。

2. 緑地の保全及び緑化推進のための施策

2-1 都市公園等に関する施策

(1) 公園等の整備・活用

施設の充実を図り、市民が安全・安心に利用できるよう公園や緑地の整備を進めます。

主な施策	内容
都市公園の 適正配置及び 整備	【都市公園】 ○地域住民にとって身近な街区公園などについては、安全・安心に利用でき、魅力ある公園づくりを進めるため、利用者のニーズや利用状況に合わせた施設の再整備を進めます。 ○岩田池公園については、市街地に残る豊かな自然環境を活かし、自然と触れ合うことのできる公園整備を進めます。 ○香良洲高台防災公園については、津波災害時の一時避難場所として、平時はレクリエーションなどに活用できる公園として整備を進めます。 ○中勢グリーンパークについては、周辺の自然環境を活かし、広域的なレクリエーション・スポーツなどを行う公園として、また、民間活力の活用による利用者の利便が向上する施設整備や管理運営なども検討し、今後も魅力のある公園整備を進めます。
	主な計画公園 中勢グリーンパーク、岩田池公園、香良洲高台防災公園など
	【その他の公園】 ○千歳山については、歴史的な経過や文化的な価値を踏まえつつ、近接する岩田池公園の整備計画と整合し、活用することを検討します。 ○開発行為により新たに形成される市街地や工業団地については、開発技術基準などに基づき、緑地や公園を確保します。

(2) 既存施設の質の向上・魅力づくり

既存の公園や緑地については、利用者のニーズを踏まえた再整備を図るなど、魅力ある施設づくりを進めるとともに、防災力の強化に向けた都市公園の有効活用に努めます。

主な施策	内容
公園の再整備・ 統廃合の推進	○公園施設の老朽化対策については、「津市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的かつ効率的に施設更新などを行うとともに、遊具については、更新時に利用状況などを考慮し、必要に応じて健康遊具などを配置します。 ○地域住民にとって身近な街区公園などについては、安全・安心に利用でき、魅力ある公園づくりを進めるため、利用者のニーズや利用状況に合わせた施設の再整備に努めます。
適切な維持管理 による魅力ある 緑地づくり	○既存公園については、快適に利用できるよう適切な維持管理を行い、また、地域住民にとって身近な公園については、愛護心や利用率向上のため、地元自治会や活動団体などによる維持管理の仕組みを維持します。 ○市民が安全・安心に公園を利用できるよう、遊具などについては定期的な安全点検を実施するとともに、樹木の維持管理や照明施設などの適正配置により視認性を高め、防犯対策を進めます。
市民参加の公園・ 緑地づくり	○新たな公園の整備や既存施設の改修時には、計画づくりから地域住民が参加できる仕組みを検討し、市民との協働による公園づくりを進めます。
都市公園の 防災・災害 対策への活用	○都市公園については、災害後の救援活動・復旧活動の拠点及び一時避難場所として活用します。

2-2 公共施設緑地に関する施策

(1) シンボル景観や豊かな自然景観の保全・創出

自然海岸などの豊かな自然景観については、本市を代表する景観として、緑地の保全・創出に努めます。

主な施策	内容
自然に配慮した川づくりの推進	○市街地を流れる河川は、市街地にあって、自然豊かな広がりある景観を形成していることから、関係機関との連携の下、親水護岸などを促進します。
自然海岸の緑化推進	○海岸線については、風光明媚な白砂青松の景観を保全するため、市民団体・事業者と連携を図りながら、松くい虫に強い品種のクロマツなどの植樹を促進します。
親水空間の整備	○市民の身近に存在する河川を日常的に利用することができるよう、関係機関との連携の下、親水護岸や親水空間の整備に努めます。

(2) 安全性を高める緑地の保全・創出及び活用

防風林としての緑化を進めるとともに、既存施設の有効活用による安全・安心な市街地の形成に努めます。

主な施策	内容
海岸線における緑化推進	○海岸線については、伊勢湾からの強風や飛砂の害を防ぐ松林などの緑化を促進します。
防災・災害対策への活用	○教育施設のグラウンドなどについては、災害後の救援活動・復旧活動の拠点及び被災者の当面の生活確保など多様な役割を果たす場所として活用します。

2-3 民間施設緑地に関する施策

(1) 緑化の推進

市街地における都市環境の維持・改善を図るため、住宅地、商業地、工業地などにおける緑化を促進します。

主な施策	内容
住宅地における緑化の推進	○住宅の新築や改築時に合わせ、ブロック塀の生け垣化などを誘導するとともに、引き続き記念樹用苗木や生け垣緑化用苗木の配布を行い、積極的に緑化を進めます。 ○玄関先の花壇やプランター、ガーデニングなどの緑化を促進し、花と緑のあふれるまちづくりを進めます。 ○中高層住宅については、敷地境界部への樹木の植栽などにより、周辺の環境に配慮した緑化を進めます。
商業地における緑化の推進	○沿道型や郊外型の商業施設については、沿道部や駐車場などを活用した緑化を促進します。
工業地における緑化の推進	○工場立地法や開発技術基準などに基づく緑地面積を確保するため、適切な指導を行います。

(2) 豊かな自然景観やシンボル景観の保全・創出

歴史性を有する地区などについては、本市を代表する景観として、緑地の保全・創出に努めます。

主な施策	内容
良好な景観を有する地区における緑化の推進	○「津市景観計画」における景観形成地区及び重点地区については、地区住民との協働の下、社寺林の保全や歴史的まちなみに合わせた緑化を進めます。

(3) 安全性を高める緑地の保全・創出及び活用

生け垣による緑化を支援し、安全・安心な市街地の整備を進めます。

主な施策	内容
災害に強いまちづくりの推進	○生け垣の設置は都市景観に潤いと安らぎを与えてくれるとともに災害時のブロック塀倒壊による被害を防止し、避難経路を確保できることから、引き続き苗木の配布による緑化推進に努めます。

(4) 農地の活用

農地を活用し、市民農園の普及に努めます。

主な施策	内容
市民農園などの普及	○農地については、遊休土地がみられる一方、近年、市民の農業・農村体験に対するニーズが高まっていることから、市民農園などの活用を促進します。

2-4 緑地等の保全・活用の方針等

(1) シンボル景観や豊かな自然景観の保全・創出

豊かな自然が残る風致地区については、積極的な緑化を推進し、本市を代表する景観として、保全に努めます。

主な施策	内容
風致地区の 保全・見直し ・指定	○現在指定されている風致地区のうち、良好な景観を有している区域については、関係者の理解と協力の下、継続的な保全に努めます。 ○状況の変化を見極め、必要に応じて指定範囲や規制内容の見直し、地区特性に応じた許可基準の導入を検討するなど、周辺環境との調和に努めます。 ○千歳山など、特に自然的要素に富み、景観の優れている樹林地や水辺については、新たな風致地区としての指定を検討します。

(2) 地域の景観特性に応じた緑地の保全

市街地内の樹林地などのほか、農村集落や森林、河川など、地域の景観特性に応じた緑地の保全に努めます。

主な施策	内容
開発行為等における緑地の保全・創出	○開発技術基準などに基づき、開発地における適正な緑地の保全・創出に努めるとともに、地域の状況に応じた緑地の確保について検討します。 ○樹林地など、緑の多い地区での開発において、豊かな自然環境が保全されるよう緑地確保の指導を行うとともに、要綱の開発技術基準における基準の強化や代替環境の創出などについて検討します。
森林景観の保全	○森林については、人材の育成などにより、適切な維持管理を図るとともに、広葉樹への転換を進め、森林浴など都市部の住民の癒しの場として四季を感じられる、緑が美しい森林景観の保全・創出に努めます。 ○市街地から望む丘陵地や樹林地などの連続した緑は、都市景観に潤いを与える重要な要素であることから、保全に努めます。
水辺景観の保全・創出	○河川、海岸、海浜などにおける緑地を保全するとともに、未利用地を活用した緑化を進め、親水性の高い魅力ある水辺空間の創出に努めます。 ○自然公園区域（伊勢の海県立自然公園）に指定されている海岸線については、本市の骨格を形成する緑地となっていることから、今後も保全に努めます。

(3) 農地や里山の活用

農地や里山を活用し、里山ボランティアなどの活動を支援します。

主な施策	内容
農地の保全・活用	○生産性の高い優良農地については、農業振興地域整備計画に基づき、保全に努めます。
里山ボランティア活動の支援	○市民の自然体験ニーズに対応するとともに、里山の保全を図るため、「里地里山保全活動計画の認定制度」や「みんなで自然を守る活動の認証制度」などを活用し、里山ボランティア活動を支援します。

(4) 安全性を高める緑地の保全・創出及び活用

自然災害を防止する機能を有する農地やため池、保安林の保全に努めます。

主な施策	内容
農地・ため池の保全	○農地については、大雨による洪水の調整機能を有することから、農業振興地域整備計画に基づき、保全に努めます。 ○市内に点在するため池については、農業用水としての利用だけでなく、雨水の流出抑制などを図るため、適切な管理・保全に努めるとともに、耐震対策整備を進めます。
森林の保全	○水源かん養や地滑り・崩壊等の危険防止に資する保安林などの森林は、今後も保全に努めます。

3. 緑化重点地区

3-1 緑化重点地区とは

緑化重点地区とは、都市緑地法において「緑化地域※以外の区域であって、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として位置付けられており、地区における緑化の状況に応じた緑豊かなまちづくりを推進するため、民有地における緑化推進などを集中的に行う地区として設定するものです。

※緑化地域：緑が不足している市街地などにおいて、敷地面積が一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける制度

3-2 緑化重点地区の設定

緑化重点地区は、「津市景観計画」と整合を図り、景観形成地区として定められた 10 地区を位置付けます。また、10 地区の特徴を基に、都市的地域（大部分が市街化した地区）、自然的地域（田園や山地などの豊かな自然がある地区）、歴史的地域（歴史資源を有する地区）の 3 つに分類して整備方針を示します。

地区名	都市的地域	自然的地域	歴史的地域
津駅東地区	○		
津駅西地区	○		
津なぎさまち・フェニックス通り地区	○		
津城跡周辺地区	○		○
一身田寺内町地区	○		○
楠原地区		○	○
榊原温泉地区		○	
多気地区		○	○
奥津地区		○	○
三多気地区		○	

3-3 緑化重点地区の整備方針

緑化重点地区内の緑化については、地域住民や事業者の意識啓発を行い、以下のことに配慮するよう働きかけていきます。

(1) 共通

- のり面や敷地の外周など、できる限り多くの部分の緑化を促進します。
- 周辺の景観や植生と調和した樹種を選定します。
- 既存の樹形や樹勢の優れた樹木は、できる限り保存又は移植し修景などに活かします。

(2) 都市的地域

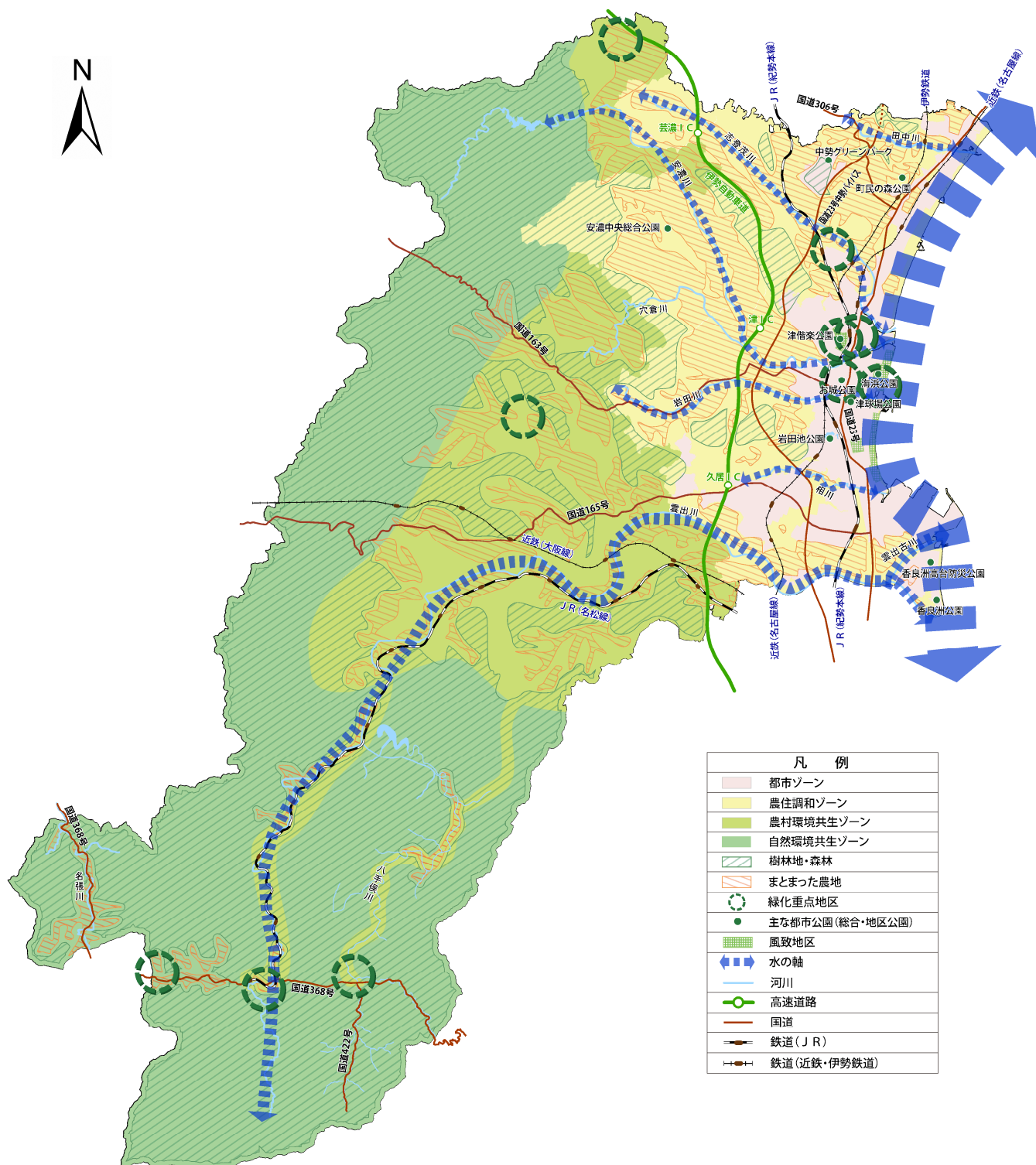
- 壁面後退による緑化スペースの確保、街路樹の充実、プランターやハンギングバスケットの設置、空き地等を活用した花壇づくりなど、住民や事業者の協働による緑化を行います。
- 広葉樹など四季を感じる樹種を使用した緑化を行います。

(3) 自然的地域

- 建築物や工作物は、規模や配置を工夫し、山の稜線を乱さないように配慮します。
- 道路に面した空き地や駐車場などは、生け垣などで囲い周辺のまちなみとの連続性に配慮します。
- 擁壁は、石積みや緑化ブロックなどにより修景に配慮します。

(4) 歴史的地域

- 社寺林など地域の景観を特徴づける樹林地周辺の建築物や工作物は、できる限り樹林地の高さ以内にとどめる規模とします。
- 街道等に面した空き地や駐車場などは、生け垣などで囲い歴史的まちなみの連続性に配慮します。
- 擁壁は、石積みや緑化ブロックなどにより修景に配慮します。
- 地区内に残る社寺林や古木などの保全に努めます。



■緑化の方針図

4. 緑地の保全及び緑化の目標

4-1 緑地の保全及び緑化の目標水準

(1) 人口1人当たりの都市公園の面積

一部供用を開始している総合公園などの整備の推進や、住宅団地の開発に伴う街区公園の帰属などにより、都市計画区域及び市街化区域における人口1人当たりの都市公園の面積をそれぞれ、10.0㎡、8.3㎡以上確保します。

なお、都市公園法施行令では、市町村区域内における都市計画区域内の人口1人当たり10㎡以上、市街地の人口1人当たり5㎡以上を標準面積としており、目標年次（2027年）以降、長期的には本市においても、都市計画区域内における人口1人当たりの都市公園の面積を10㎡以上確保します。

指標	2017年 (平成29年)	目標年次（2027年）
都市計画区域人口1人当たり面積	8.0㎡/人	10.0㎡/人
市街化区域人口1人当たり面積	6.1㎡/人	8.3㎡/人

(2) 緑化・美化運動に取り組む団体数

市民との協働による緑化推進を活発化させることにより、緑化・美化運動に取り組む団体数の増加を目指します。

指標	2017年 (平成29年)	目標年次（2027年）
緑化・美化運動に取り組む団体数	136団体	190団体

(3) 公園の日常管理を行う自治会等の団体数

住民にとって身近な存在である地域の街区公園などへの愛護心や利用率を高めるため、公園の日常管理を行う自治会等の団体数の増加を目指します。

指標	2017年 (平成29年)	目標年次（2027年）
公園を管理している自治会等の団体数	287団体	290団体

(4) 生け垣緑化の状況

緑に囲まれた住みよい環境づくりと、災害に強いまちづくりを行うため、生け垣緑化用苗木配布事業による緑化面積の増加を目指します。

指標	2017年 (平成29年)	目標年次（2027年）
生け垣緑化の状況（延長）	3,742m	7,100m

4-2 目標水準の設定に関する現況と計画

(1) 都市公園の現況

2017 年 (平成 29 年)							
種類		市街化区域			都市計画区域		
		整備量		㎡/人	整備量		㎡/人
		カ所	面積 (ha)		カ所	面積 (ha)	
都市公園	街区公園	355	33.39	1.94	471	54.98	2.33
	近隣公園	10	14.92	0.87	22	30.77	1.30
	地区公園	5	24.18	1.41	5	24.18	1.02
	総合公園	2	17.64	1.03	4	48.54	2.06
	特殊公園 (墓園・歴史)	1	5.74	0.33	4	7.50	0.32
	都市緑地	1	5.86	0.34	3	20.60	0.87
	緑道	4	2.50	0.15	5	2.57	0.11
計		378	104.23	6.06	507	189.15	8.01

(2) 都市公園の主な整備計画

区分	名称	面積 (ha)	
		2017 年 (平成 29 年)	2027 年
地区公園	岩田池公園	7.82	9.90
	香良洲高台防災公園	—	9.20
総合公園	中勢グリーンパーク	11.08	28.30